

いわて姫神ヒルクライム 2025

アーカイブ用
2025年に開催したものです。

2025年4月6日（日）

特別規則書

主催： コルトモータースポーツクラブ岩手（CMSC 岩手）

後援： 盛岡市

協力： 合同会社 ひのと

大会告知

本大会は、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技細則、およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2025年スピード競技開催規定細則(ヒルクライム競技開催要領)を基準とした本大会特別規則書をもとに開催される。交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通徳の涵養及び運転技術の習得を目的とし、初級者を対象として企画されたものである。

第1条 プログラム

参加申し込みの開始	2月24日(月) 20:00頃～	大会事務局
参加申し込みの締切	3月23日(日) ～17:00	大会事務局
参加費振込期間	3月26日(水) ～ 4月 2日(水)	大会事務局
当日受付	4月 6日(日) 7:00～8:00	サクラパーク姫神
公式車両検査	4月 6日(日) 7:30～8:30	サクラパーク姫神
コース確認ブリーフィング	4月 6日(日) 8:30～8:40	サクラパーク姫神
コース確認	4月 6日(日) 8:45～9:45	コース
開会式	4月 6日(日) 10:00～10:15	サクラパーク姫神
ドライバースブリーフィング	4月 6日(日) 10:15～10:30	サクラパーク姫神
走行開始	4月 6日(日) 10:30～	コース
2ヒート開始	1ヒート終了から45分後(予定)	
表彰式	4月 6日(日) 15:00(予定)	サクラパーク姫神

第2条 大会の名称

「いわて姫神ヒルクライム2025」

第3条 開催日程及び開催場所

日程：2025年4月6日(日)
場所：岩手県 盛岡市 日戸
大会スタート：盛岡市 サクラパーク姫神
大会フィニッシュ：盛岡市 サクラパーク姫神

第4条 大会本部(HQ)

所在地：岩手県 盛岡市 日戸
名称：サクラパーク姫神
電話：090-5831-4272
開設日時：2025年4月6日6:00～4月6日17:00

第5条 コース概要

走行コースの路面：舗装路面(全線センターライン無し上下2車線)
コースの総距離：約4.3km(※路面状況によります)
走行回数：2回

第6条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ コルトモータースポーツクラブ岩手(略称：CMSC 岩手)

第7条 組織

1) 大会役員

- 大会名誉会長： 内舘 茂 (盛岡市長)
- 大会名誉役員： 廣田 勉 (合同会社ひのと 代表社員)
- 大会会長： 工藤 守

2) 大会主要役員

- 大会長： 工藤 守
- 副大会長： 浅沼 勝徳
- コース委員長： 斉藤 勝則
- 計時委員長： 藤澤 祥久
- 技術委員長： 斉藤 勝則
- 救急委員長： 佐々木 成
- 事務局長： 濱道 寿幸

第8条 参加申込受付期間

- 受付開始：2025年2月24日(月) 20:00ごろ
- 受付締切：2025年3月23日(日) 17:00

第9条 参加申込および問い合わせ先(大会事務局)

3) 参加料

4) 支払い方法および支払期間

主催者ホームページの申込受付リストを確認後、**3月26日(水)～4月2日(水)**の間に大会指定口座に振り込みをすること。期間中に振込がなされない場合はキャンセルとみなす。(※時期的に突然の降雪で中止がありえますので事前に振り込まないでください)

：ゆうちょ銀行 普通預金 口座名義：コルトモータースポーツクラブイワテ

店名：八三八 店番：838 口座番号：2679205 (記号：18350 番号：26792051)

第11条 参加車両・クラス・乗員・参加台数

1) 参加車両

保安基準に適合したナンバー付き四輪乗用車であること。

同一車両における、重複参加は2名まで認める。ただし、同一運転者は一回しか参加できない。

2) クラス

Kクラス 軽四乗用車

Aクラス 1500cc以下の車両

Bクラス 1500ccを超え2600cc以下の車両

Cクラス 2600ccを超える車両

※排気量:ターボ、スーパーチャージについては1.7倍、ロータリーエンジン車は1.5倍を排気量とする。

(例：RX7 1308cc ×1.7 × 1.5 = 3335.4cc)

(例：ヴィッツターボ 1496cc × 1.7 = 2543.2cc)

3) コ・ドライバー

中学生以上で大会期間中に有効な傷害保険に加入していることを条件に、コ・ドライバー同乗を認める。シートベルト・ヘルメット・服装はドライバーと同等のものとする。

4) 参加台数

全クラス合計で60台以内とする。(CMSC岩手クラブ員は別とする)

申し込みが60台を超えた場合は、申し込みを締め切る場合がある。また主催者において参加クラスの状況等を勘案し超えた台数の参加を制限する。これについての異議申し立ては認めない。

第12条 運転者参加資格・車両・乗員装備品

- 1) 運転者は参加車両を運転するのに有効な運転免許証を保有していること。
- 2) 参加車両については以下の条件を満足すること。
 - ・座席：車検証に記載された乗員分のシート装着を義務付ける。サービsparkにおける車検後の助手席等の取り外しは認めない。
 - ・タイヤ：一般量販タイヤであって、スリップサインの出たもの。
 - ・ロールバー：6点式以上の設置を推奨する。（オープンボディーは4点以上必須）
 - ・シートベルト：乗車する人員分の4点式以上の幅3インチの安全ベルト装着を義務付ける。（FHRシステムを使用の場合はシステム対応の2インチ可）
 - ・マフラー：本大会に参加できる車両のマフラー（消音器の触媒コンバーター以降）は車検（国土交通省が行う自動車検査登録制度）に合格時装着されていた物を使用すること。また、平成22年4月以降に生産された車両については当該車両の純正品または公益法人 日本自動車研究所（JARI）株式会社 JQR 財団法人 日本自動車輸送技術協会の検査に合格し、それを証明する銘板が付いた物を使用すること
 - ・けん引フック：前後に強固なけん引フックを備えること。
 - ・三角停止板：国家公安委員会認定品またはEU規格品の三角停止板を1枚搭載すること。（2枚推奨）
 - ・けん引ロープ：破断張力4t以上のけん引ロープを搭載すること。（6t以上推奨）
 - ・車内荷物：必要のない荷物は搭載しないこと。搭載するものは走行中や万が一の場合に乗員に危害が及ばない位置や方法で搭載すること。撮影機材は走行に支障のないように固定すること。グローブボックスや蓋つきのコンソール内には搭載可とする。ラリー車の装備（消火器、OK板等）は搭載可とする。
- 3) 乗員（同乗者を含む）の装備品
 - ・服装：レーシングスーツが望ましいが、長袖、長ズボンも可とする。サンダル、長靴、下駄など運転に適さない履物は不可。
 - ・ヘルメット：JAFのスピード競技用ヘルメットに関する指導要綱に沿ったヘルメットを着用すること。
https://motorsports.jaf.or.jp/-/media/1/3375/3379/3400/3462/3464/3485/2024_jaf_05_youkou_sped_helmets.pdf
 - ・グローブ：指先まで覆うタイプのもの

第13条 公式車両検査

- 1) 全ての車両は、本規定第12条に基づき公式車両検査を行う。
- 2) 車両は走行する状態で検査を受けること。
- 3) 車検時にはシートベルト、ヘルメット、スーツ他の義務携行品も合わせて検査される。規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。

第14条 コース試走

試走はオフィシャル指定車両の先導により、コンボイ方式でゼッケン順に時間内に1回または2回行う。

第15条 計測

- 1) 計測は1/100秒単位まで計測する
- 2) スタートはゼッケン順に1分間隔とする。ただし、参加者の安全確保のため、役員委員の判断により1分以上の間隔にすることができる。
- 3) スタート合図は、カウントダウンシステムを使用するとともに、このシステムに同期したフライングチェックシステムを使用する。カウントダウンシステムが使用できない場合はスタートオフィシャルの合図による。カウントダウンシステムについては添付資料を参考にすること。
フライングのペナルティーは1～0秒前のスタートは+5秒、2秒前以上の場合はクラス再遅着タイム+10秒とする。
- 4) 前走者のコース内での停止等で、走行に不利益を受けた者については、大会長の判断により、再出走もしくは、不利益分を考慮した走行タイムを与える。このタイムについての抗議は受け付けない。
- 5) コース上に規制のために置かれたパイロン、タイヤ等に接触した場合は1つにつき5秒のペナルティー

とする。

- 6) 道路設備（カーブミラー、ガードレール、ガードワイヤー、のり面保護材、路面等）に損傷を与えた場合は一つにつき10秒のペナルティーとする。なお補修費用は損傷を与えた運転者が負担すること。

第16条 フリーフィンク

すべての参加者は、ドライバースブリーフィンクに出席しなければならない。

第17条 禁止行為

- ・逆走を禁止とする。
- ・走行上やむを得ない状況（緊急ブレーキ、スタート等）を除き、著しいタイヤ痕の付く行為（深いアングルのドリフト、直ドリ、バーンアウト等）を禁止する。明らかに故意とみられる場合は走行停止および失格とする。また禁止行為に基づくタイヤ痕により発生した補修費用は、禁止行為を行った選手が負担すること。

第18条 給油

大会時間内での給油指定箇所は、これを設けない。

第19条 リタイヤ

大会の途中で走行を棄権する場合はコース上の役務委員にその旨を申し出なければならない。また以降のヒートに出場しない場合は、その旨を大会本部に申し出なければならない。

第20条 順位

順位の決定は、2本走行し、その合計タイムとペナルティーとの合計タイムの早い順とする。同タイムの場合は以下の順で決定する。

- (1) ペナルティーの少ないもの
- (2) 1本目の走行タイムの早いものを上位とする。
- (3) 排気量の少ないものを上位とする
- (4) 運転者の年齢の低い方を上位とする
- (5) 上記(1)～(4)によっても差が付かない場合は同じ順位とする。

第21条 大会の成立、延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため大会の実施あるいは続行が困難になった場合は延期、中止、または短縮を行う場合がある。
- 2) 大会の延期のため参加者が出場出来ない場合、または中止の場合は参加料の一部を返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

添付資料

● フライング検知

スタート時刻前にスタートラインを通過した場合表示部が点滅する。

- もしこのシステムが故障した場合は、クルーに十分聞こえる大きな声で30秒-10秒-5秒-4秒-3秒-2秒-1秒の順にカウントダウンをする。

スタート方法

下記のスタートシグナルを使用する場所も有る。下記参照

尚、システムが故障した場合は、オフィシャルの合図によるカウントダウン方式とする。

